

宮城 共済のあゆみ

令和7年7月
266

宮城県市町村職員共済組合 <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>



表紙写真
ご紹介

南蔵王やまびこの森キャンプ場

宮蔵蔵王の麓 山々に囲まれた『手ぶらで遊べる』キャンプ場！
キャンプしてみたいけど用具がない、準備が億劫、という方におすすめです。
初めてのキャンプでも安心です。夜はキャンプファイヤーや花火も楽しめます。
ベッドタイプ、寝袋タイプ、ペット利用可のサイトなど7つのテントサイトをご用意しております。

また、徒歩5分ほどの所に「やまびこ吊り橋」があり、不忘山を望むこともできます。夏場は「長老湖」にて SUP 体験も受け付けております。
ぜひ仲間や家族でお楽しみください。

詳しくは HP をご覧ください。
<https://yamabiko-camp.com/>



共済のあゆみを見たと
言っていた方に
「挽き立てコーヒー
体験セット」サービス



七ヶ宿のキャラクター：
源流ポッチョン

CONTENTS

令和6年度決算のあらまし
定時決定について
被扶養者の資格確認調査を実施します
交通事故等にあったとき
入院時の食事代の改正について
マイナ保険証の利用促進について
特定健診、全国巡回健診について
全国巡回健診日程表(宮城会場)

P 2
P 5
P 6
P 8
P 8
P 9
P 10
P 11

がん検診のすすめ
物資事業のお知らせ
貸付事業について
【利率1.2%】◎共済貯金をはじめませんか？
貯金加入申込書兼受取口座届書
遺族附加年金事業のお知らせ
共済事務主管課長会議・共済事務担当者説明会開催
こころケア♡とも

P 11
P 12
P 13
P 14
P 15
P 17
P 18
P 19

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

令和6年度決算のあらまし

令和6年度の決算が、去る6月9日開催の第190回組合会において承認されましたので、その概況をお知らせします。

総括事項

●所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

●組合員数

組合員数…………… 25,227人
任意継続組合員数…………… 433人
被扶養者数…………… 15,185人

●1人当たりの平均標準報酬月額（一般組合員）

長期…………… 366,398円
短期…………… 382,408円

短期経理

組合員と被扶養者の医療費や出産・死亡・休業・災害にともなう給付金の「短期給付」と介護保険制度への拠出に係る「介護保険」に関する経理です。

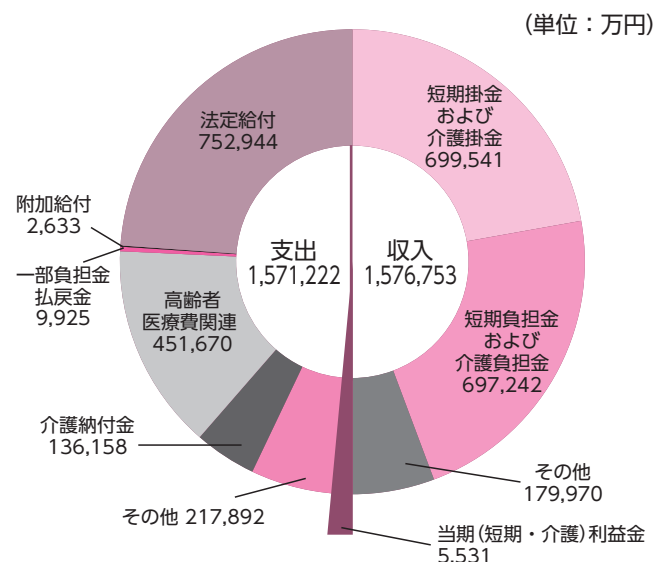
収入は、短期掛金・短期負担金が主なものになり、給与改定等により収入合計が前年度比13億7,087万円増の157億6,753万円となりました。

支出は、法定給付に含まれる医療費等の保健給付や高齢者医療制度への支援金が増額となり、支出合計で前年度比7億1,661万円増の157億1,222万円となりました。

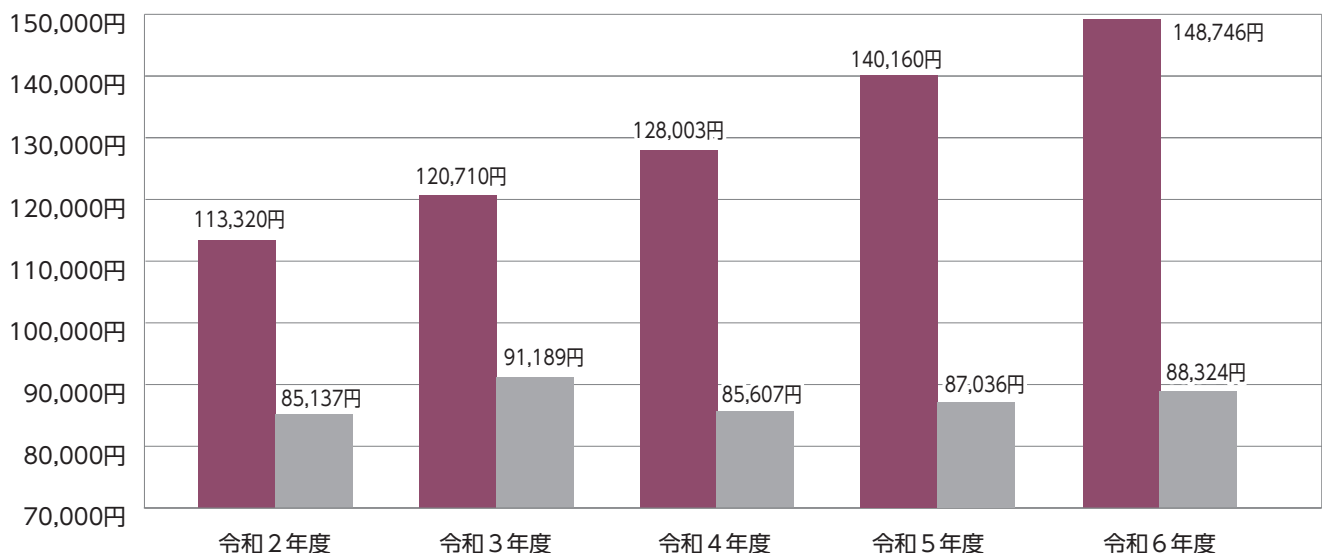
短期分で2,184万円の当期短期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み立て、また、5,669万円の欠損金補てん積立金の法定額積立不足分が生じたので、積立金を取崩して充当しました。

介護分では3,347万円の当期介護利益金が生じたので、全額積立金へ積み立てました。

●短期経理の収支状況



●年度別組合員1人当たり医療費の推移



保健経理

組合員と被扶養者の疾病予防、健康の維持増進を目的とした事業を行っている経理です。

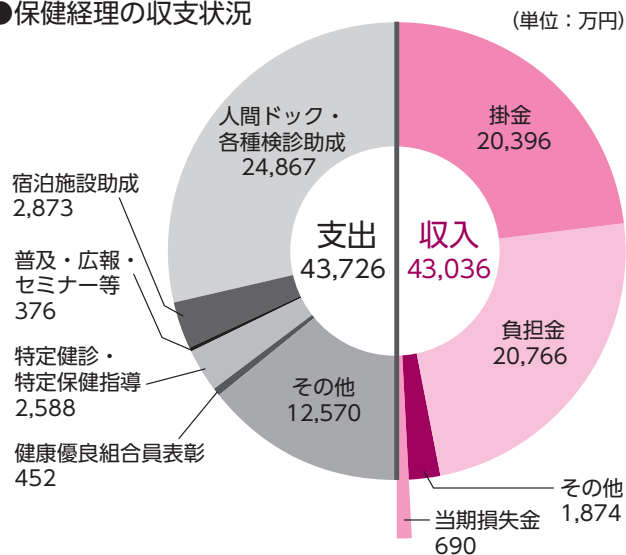
人間ドック助成、特定健康診査等の検診助成のほか、宿泊施設利用助成、健康優良組合員表彰や各種講座の開催など様々な事業を実施しています。主な検診助成の決算額は下表のとおりです。

収入は、掛金・負担金が主なものになり、前年度比1,997万円増の4億3,036万円となりました。

支出は、厚生費が主なものになり、そのうち人間ドック・各種検診助成が前年度比377万円増の2億4,867万円となったほか、宿泊経理への繰入金が前年度比500万円減の5,100万円となりました。支出合計では前年度比723万円減の4億3,726万円となりました。

収支決算の結果、690万円の当期損失金が生じたので、積立金を取り崩して充当しました。

●保健経理の収支状況



●各種検診助成決算額

	決算額	前年度比
人間ドック	18,589万円	102.5%
脳検診	1,872万円	99.5%
子宮がん検診	1,532万円	98.6%
乳がん検診	911万円	98.4%
前立腺がん検診	55万円	103.8%

子宮がん・乳がん検診は2年に1度の定期検診が推奨されています。検診助成を活用し、定期検診を！

宿泊経理

健康増進を目的とした保養所「パレス松洲」の運営を行う経理です。

収入は、宿泊を含む施設収入が主なものです。令和6年度は、施設収入が前年度比348万円増加となり、その他の収入と合わせて4億475万円となりました。

支出は、4億474万円となりました。

収支決算の結果、1万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

●パレス松洲収入の部門別内訳

部 門	金 額	割 合
宿 泊	29,927万円	86.39%
休 憩	207万円	0.60%
宴 会	2,683万円	7.75%
会 議	529万円	1.53%
商 品 売 上	1,295万円	3.74%
合 計	34,641万円	100.00%

業務経理

短期給付や長期給付事業を行うための人件費・事務費等に関する経理です。

収入は、地方公共団体からの負担金(組合員1人当たり10,560円)や連合会交付金となっており、3億6,722万円となりました。

支出は、連合会分担金等の増加により、3億6,695万円となりました。

収支決算の結果、26万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

貯金経理

お預かりした資金を安全に運用し、その運用益を利率で還元する経理です。

利率 年1.0%

貯金者数 9,308人 預金総額531億9,904万円

収入は、利息および配当金の増加により、前年度比6,299万円増の9億3,584万円となりました。

支出は、前年比1,785万円増の5億6,620万円となりました。

収支決算の結果、3億6,965万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

平均運用利回りは、年1.61%(前年度は1.54%)となりました。

貸付経理

住宅取得、結婚、入学・修学など必要となる資金の貸付を行う経理です。

新規貸付の件数や金額が増加しているものの住宅貸付が減少し、貸付総件数で前年度比86件増の1,246件、貸付金総額では、2,334万円減の16億8,164万円となりました。

収入は、組合員貸付金利息等の減少により、前年比45万円減の1,981万円となりました。

支出は、前年度比12万円増の1,836万円となりました。

収支決算の結果、145万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

物資経理

指定販売店で購入した自動車等の代金を一時立替え払いする経理です。

立替総件数は、前年度比26件増の491件、立替金総額では、4,900万円増の6億3,465万円となりました。

収入は、販売店からの受託商品手数料、組合員のみなさまにお支払いいただく立替手数料が主なものとなり、前年度比95万円増の1,273万円となりました。

支出は、貯金経理への支払利息等を合わせ、前年度比139万円増の1,240万円となりました。

収支決算の結果、33万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。



厚生年金保険経理・退職等年金経理・経過的長期経理

年金事業は全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」といいます。)が一元的におこなっているため、厚生年金保険経理等の掛金・負担金(経過的長期経理は負担金のみ)を市町村連合会へ払い込みました。

	収 入	支 出
厚生年金保険経理	238億9,514万円	238億9,514万円
退職等年金経理	16億327万円	16億327万円
経過的長期経理	1億1,184万円	1億1,184万円

退職等年金預託金管理経理・経過的長期預託金管理経理

市町村連合会から年金積立金の一部を預託され、運用を行っている経理です。

所属所が起債する縁故地方債の引受けおよび貸付経理への事業原資の貸付けを行い、組合員の福利厚生事業の重要な財源として活用しています。令和6年度の運用益は退職等年金預託金管理経理が907万円、経過的長期預託金管理経理が1,070万円となり全額を市町村連合会に支払いました。

9月は標準報酬月額の定時決定が行われます

標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業および福祉事業等に係る掛金(保険料)・負担金や短期給付の給付額、厚生年金保険給付および年金払い退職給付(退職等年金給付)の額における算定の基礎となるもので、組合員のみなさまの受ける報酬月額(基本給+諸手当)に基づき決められます。

定時決定とは

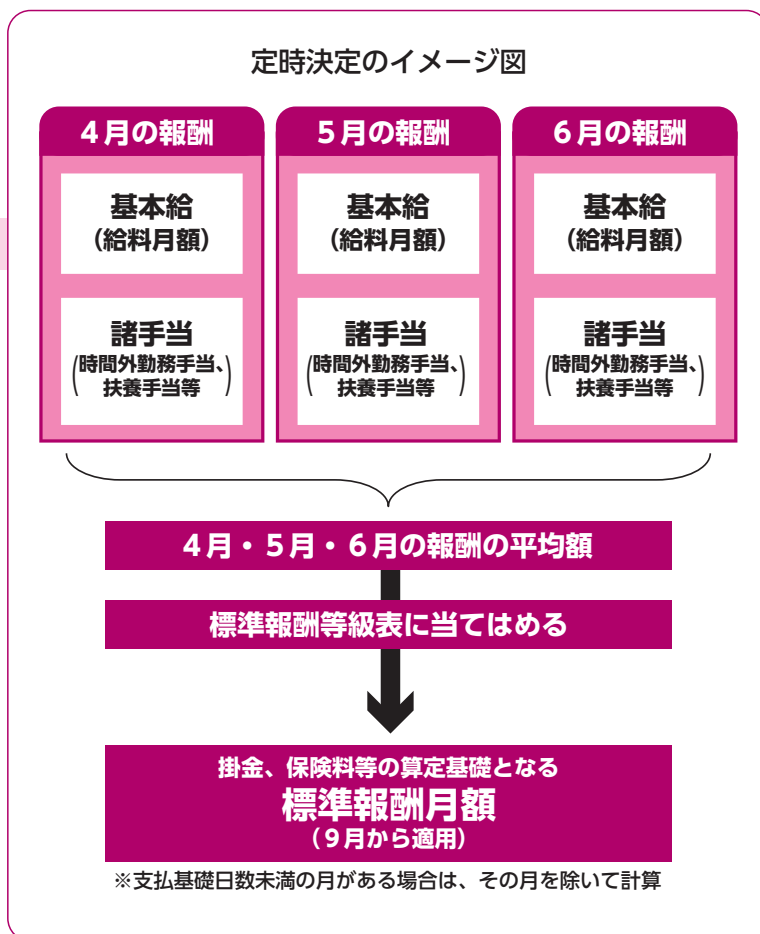
すでに決定されている共済組合掛金等の計算の基になる標準報酬月額と組合員のみなさまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額を決定するものです。

定時決定のしくみ

7月1日時点で組合員である方が、定時決定の対象となり、4月から6月までに受けた報酬月額(基本給+諸手当)の平均額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。(標準報酬等級表は、本組合ホームページの「共済組合のしくみ」、「掛金(保険料)と負担金」欄をご覧ください。)

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金等の算定の基礎になりますが、以下の方はその年の定時決定の対象外です。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方(その予定のある方を含む。)



年間平均で算定する場合(保険者算定)

定時決定の際に、基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて高く、通常の方法で報酬月額の算定を行うと著しく不当であると認められる場合(次の①②のいずれにも該当する場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、年間平均により標準報酬月額を決定(保険者算定)することができます。

- ① 4月から6月までの報酬の平均額により算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの報酬の平均額により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じている
- ② その時期は繁忙期のために例年時間外勤務が増える等その状態が毎年発生するものであると見込まれる
※「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。

標準報酬月額の改定

定時決定後、9月以降に基本給や扶養手当などの毎月定額で支払われる部分の額(固定的給与)が変更されたことにより随時改定の対象となった場合や、育児休業等終了時改定または産前産後休業終了時改定があった場合は、その都度、標準報酬月額が改定されます。

被扶養者の資格確認調査を実施します

共済組合では、組合員の被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認するため、今年度も次のとおり資格確認調査を実施します。

調査のしかた

令和7年7月下旬に、お勤め先の共済事務担当課を通じて、調査対象となる方を扶養している組合員に対して「被扶養者資格確認届書」を送付します。この届書に所定事項を正確に記入し、必要書類とあわせて、期日までに共済事務担当課あてに提出してください。

調査対象期間

令和6年1月1日から令和7年6月までを調査対象期間とします。

調査対象者と必要書類

令和7年4月1日時点で被扶養者に認定されている18歳以上の方全員を調査対象者とします。

なお、必要書類は以下のとおりですが、調査対象期間中の扶養状況等の変化により、追加書類を求めることがあります。

調査対象者	必要書類
学生の方	学生証(有効期限付)の写し、または在学証明書の原本 (令和6年度の資格確認調査時点または令和6年度中に新規で被扶養者認定された時点から引き続いて同じ学校の学生である被扶養者については添付不要とします)
給与収入のある方	給与等支払証明書、または令和6年分源泉徴収票の写しおよび令和7年1月から6月までの給与明細書の写し
無職無収入の方	所得証明書 ※1
年金収入のある方	公的年金以外の企業年金などの最新の年金額改定通知書の写し ※2
自営業、農業収入、配当金、不動産収入等のある方	令和6年分確定申告書の写しおよび収支内訳書の写し
組合員と別居し仕送りが必要な方	①仕送り状況申立書 ②仕送りをしていることがわかる書類 ●送金(振込み)による場合 金融機関の振込受領書、またはATM利用明細原本 ●現金での手渡しによる場合 仕送り額等報告書
父母・祖父母等の夫婦のうち一方だけが認定されている方	夫婦それぞれの収入を明らかにする書類 ※3 (夫婦のうち認定されていない方についても調査対象となりますので収入のわかる書類を全て提出してください)

※1 被扶養者資格確認届書にて共済組合が情報連携により地方税関係情報を取得することを被扶養者本人が同意する場合は、所得証明書の提出が省略できます。

※2 老齢年金等の公的年金については、マイナンバーを活用した情報連携ができるため、書類の提出を省略できます。公的年金以外の企業年金等については、マイナンバーによる情報連携ができないため、最新の年金額改定通知書等の写しを提出してください。

※3 情報連携による書類の省略は「被扶養者」に限られます。父母・祖父母等の夫婦のうち、一方だけが認定されている場合、認定されていない方については、マイナンバーによる情報連携ができないため、公的年金の最新の年金額改定通知書の写し等を含む全ての必要書類の提出をお願いします。

資格確認調査による認定取消について

調査対象者数の増加および情報連携による確認処理のため、共済組合が全ての書類の内容確認を完了するまで数カ月かかります。そのため、以下のケース等により認定取消に該当することが判明した場合には、速やかに共済組合に「被扶養者取消申告書」を提出し、資格確認書を返納してください。認定取消日以降

の共済組合が負担した医療費および給付金等は後日返還請求します。

※複数収入がある場合は、合計して収入基準を満たすかどうかご確認ください。

給与収入がある場合（交通費は除く）

被扶養者の認定基準は収入が年額130万円未満かつ月額108,334円未満（60歳以上の方または障害年金がある方は年額180万円未満かつ月額150,000円未満）となりますので、給与等収入が連続した3ヵ月の平均額で月額108,334円（150,000円）以上となったときは、4ヵ月目の1日付けで認定取消となります。

[注意1] 賞与の支払がある場合は、対象月数で按分して、各月の給与月額との合計を確認します。

[注意2] 被扶養者の年収の壁への対応として、雇用契約上は収入基準を満たす方が、一時的な収入変動のケースに該当し、事業主から「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」の証明を受けるときは、時限的措置として連続2回（2年）までは引き続き被扶養者として認定が可能となりました。詳細は、共済組合ホームページの「共済組合からのお知らせ」の令和5年12月4日付け「被扶養者の認定に係る収入の取扱いについて」をご確認ください。

年金を受給している場合

新たに年金を受給することとなった場合や年金額の改定により、年金収入が認定基準額の年額180万円を以上となった場合、その年金額の初回年金支給日付けで認定取消となります。

※マイナンバーを活用した情報連携により公的年金（企業年金等を除く）については、確認書類の提出を求めませんが、最新の年金額改定通知書の写し等により正確な支給額の合計をご確認ください。

[注意1] 令和7年4月分から年金の増額改定がありましたので、改定後の支給額の合計額をご確認ください。

[注意2] 65歳となり老齢基礎年金を受け取り始めた場合は、その支給額を含めた合計額をご確認ください。

事業収入（農業・営業等）がある場合

事業収入がある方が確定申告をした結果、総収入額より共済組合にて定める必要経費（税法上の必要経費とは異なります。）を控除した後の所得金額が認定限度額の年額130万円以上（60歳以上の方または障害年金がある方は年額180万円以上）である場合は、令和7年1月1日付で認定取消となります。

また、調査対象期間中に新たに事業を開始した場合は、原則として国民健康保険への加入となり、事業開始時に遡って認定取消となります。

組合員と別居している場合

令和7年4月以降、組合員から別居する被扶養者へ仕送りが発生する場合、被扶養者への仕送りについては、被扶養者の収入に含めないこととし、仕送り額についても月5万円以上かつ被扶養者の収入（仕送り額を除く）の1/2以上（上限なし）となります。

ただし、被扶養者の収入と組合員からの仕送り額の合計額が組合員の収入を上回る場合は、主として組合員の収入により生計を維持されているとは言い難いため、被扶養者に該当しないこととします。

認定取消後に再認定できる主なケースと再認定日について

取消理由	再認定できる条件	再認定できる日
給与の3ヵ月平均超過による取消	給与の3ヵ月平均が収入基準未満かつ向こう1年の収入見込みが認定基準内であること	給与の3ヵ月平均がはじめに下回った期間の翌月1日
事業開始または事業収入超過による取消	確定申告の結果、総収入から共済組合が定める必要経費控除後の額が収入基準内であること	確定申告をした年の1月1日

※再認定できる日から30日を過ぎて被扶養者認定申告書を所属所へ提出した場合は、所属所の受付印を押印した日が認定日となりますので、ご注意ください。

交通事故等にあったとき

組合員や被扶養者が、交通事故などの第三者行為によりケガをした場合は、加害者が治療費を負担することになるため、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診することはできません。

ただし、そのケガが**公務外の場合**、共済組合へ連絡し届出書類を提出することで、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診することができます。このとき、共済組合が治療費の7割（または8割）分を医療機関に立替払いし、被害を受けた組合員や被扶養者に代わって加害者（または保険会社）に損害賠償請求をすることになります。（損害賠償請求権の代位取得）

なお、交通事故等にあったときは、どんな小さな事故でも警察へ届け出て「交通事故証明書」を受け取り、医療機関で医師の診断を受けましょう。



※公務上（通勤途上を含む）の事故等の場合

公務上（通勤途上を含む）の事故等の場合は、地方公務員災害補償基金が医療費を負担するので、マイナ保険証等を使用して医療機関を受診することはできません。医療機関へ公務上の事故等であることを伝え、所属所の公務災害担当課へ連絡してください。

なお、**組合員本人（労災保険へ加入している短期組合員を除く）に限って**、地方公務員災害補償基金へ申請し認定されるまでの間、マイナ保険証等の使用を認めています。



入院時の食事代が改正となりました

入院中の食事代については、入院患者が一定額（標準負担額）を自己負担し、残りを共済組合が医療機関にお支払いしています。（下表①）

また、65歳以上の方が療養病床に入院した場合は、食費の他に居住費についても一定額（標準負担額）を自己負担し、残りを共済組合が医療機関にお支払いしています。（下表②）

この度、食材費の高騰等を踏まえ、令和7年4月1日より下記の標準負担額が適用されましたのでお知らせします。

①入院時食事療養標準負担額（自己負担額）

所得区分	食費（1食）
現役並所得者および一般（低所得者以外）	510円
低所得者	240円
入院期間が90日を超える者	190円
70歳以上の低所得者Ⅰ	110円

②入院時生活療養標準負担額（自己負担額）

所得区分	食費（1食）	居住費（1日）
現役並所得者および一般（低所得者以外）	510円	370円
低所得者	240円	
70歳以上の低所得者Ⅰ	140円	

※現役並所得者および一般の区分で、管理栄養士等を配置していない医療機関に入院している場合の食費（1食）は470円になります。

※難病患者等は食費（1食）300円、居住費（1日）0円になります。（下線部は、改正部分）

医療機関等を受診する際は マイナ保険証をご利用ください！

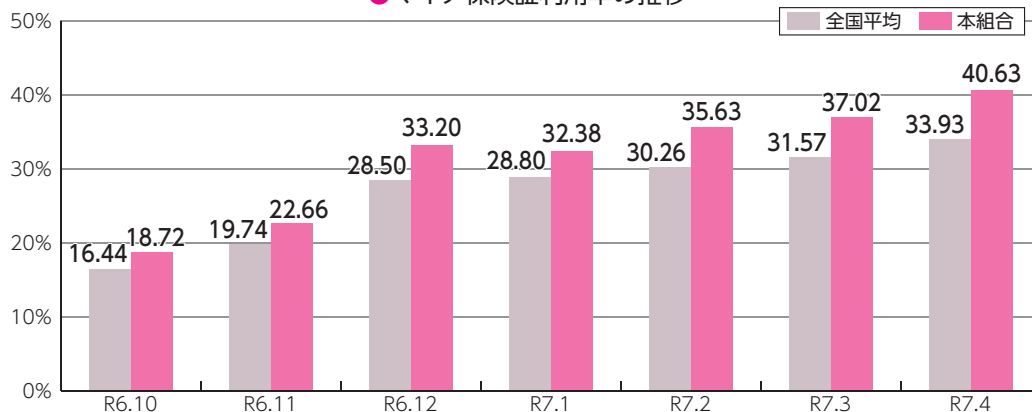
本組合におけるマイナ保険証の利用状況

組合員証等（健康保険証）の発行については、令和6年12月2日より廃止となり、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行しています。

マイナ保険証の利用率は上昇傾向にあり、本組合の令和7年4月時点の利用率は40.63%で全国平均の33.93%を上回っています。

今後もマイナ保険証の利用促進にご協力をお願いします。

●マイナ保険証利用率の推移



マイナ保険証利用時には、電子証明書の有効期限をご確認ください。

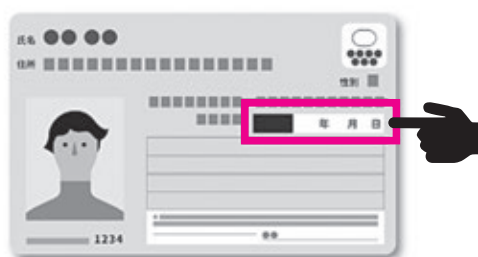
マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は5年です。

現在、有効な組合員証等をお持ちの方については、令和7年12月2日以降は医療機関等で利用できなくなりますので、お早めに電子証明書の有効期限の確認と更新をお願いします。

●マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を確認するにはどうするの？

マイナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。

記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル

●更新するにはどうしたら良いの？

電子証明書の有効期限の2～3ヵ月前を目処に「有効期限通知書（封書）」がご自宅に送付されますので、同封の案内に従いお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。

また、有効期限の3ヵ月前から3ヵ月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで更新アラートが表示されます。有効期限が切れてから3ヵ月を過ぎるとマイナ保険証の利用ができなくなりますので、速やかに更新手続きを行ってください。

40～74歳の被扶養者のあなたへ

特定健診

対象者の方には5月に「特定健康診査受診券」を送付しております。
特定健診の受診率が一定の基準を下回る場合、後期高齢者医療制度への支援金が
加算される制度になっており、みなさまの掛金(保険料)にも影響します。
無料で受けられますので、必ず受診していただきますようお願いいたします。

◆ 住民向け健診会場 ◆

日程や申し込み方法など、詳しくはお住まいの市町村の広報などでご確認ください

◆ 医療健診機関 ◆

県内多くの医療健診機関と契約しております
ご予約は共済組合発行の「特定健康診査受診券」をお持ちであることを
お伝えいただいた上、各医療健診機関でお願いします



県内の医療健診機関

～ パートなど 勤務先で健診された方へ ～

「健診結果の写し」と「問診票(共済組合より送付)」を
共済組合まで送付してください

送付していただくことで特定健診を受診したことになります

ご不明な点は 福祉課 022-263-6413 まで お願いします

今年度も女性専用の「全国巡回健診」が始まります

忙しい日々の中で、組合員の健康を支える被扶養者のみなさま。健康維持に大切な健診に時間がとれないということも耳にします。共済組合では、全国各地のイベント会場などを会場とした女性専用の「全国巡回健診」を実施しております。



❀ 全国巡回健診の特徴 ❀

- * 女性だけの健診なので気軽に安心してご利用いただけます
- * ご都合の良い会場で健診を受けることができます
- * 基本検査に加え、婦人科検査と胃がん、大腸がん検査などが受診可能です

◆ 共済組合よりお届けしております「特定健康診査受診券」を忘れずにご持参をお願いします

◆ 対象となる40歳以上75歳未満の方は「巡回健診」か「特定健診」のどちらかを受診してください

■ 「巡回健診」お問い合わせ先

株式会社あまの創健 全国巡回健診企画室
月～土 9:00～16:00 日祝を除く

TEL 052-930-8071

2025年度 全国巡回健診日程表(宮城会場)

日 程	会 場 名	住 所
9月23日(火祝)	仙台サンプラザ	仙台市宮城野区榴岡 5-11-1
10月 9日(木)		
11月28日(金)		
12月22日(月)		
10月10日(金)	仙台銀行ホール イズミティ21	仙台市泉区泉中央 2丁目18番地 1
11月27日(木)		
10月30日(木)	アズテックミュージアム仙台産業展示館	仙台市太白区中田町杉の下18
11月11日(火)		
10月31日(金)	宮城県婦人会館(みやぎ婦人会館)	仙台市宮城野区榴ヶ岡 5 番地
9月24日(水)	石巻市総合体育館	石巻市泉町 3 丁目 1 番63号
9月25日(木)	大崎生涯学習センター(パレットおおさき)	大崎市古川穂波 3 丁目 4-20
11月10日(月)	名取市文化会館	名取市増田字柳田520番地

がん検診のすすめ

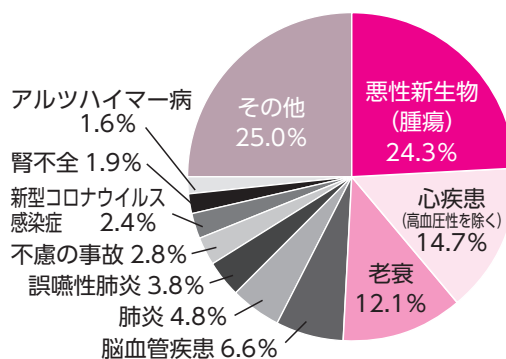
国が推奨する以下の5つの検診は、対象年齢や受診間隔を守り、定期的に検診を受けることで、がんによって亡くなる方を、今よりも減らすことができます。

組合員の方は「人間ドック」や「がん検診助成」も活用して、定期的ながん検診を受診しましょう。

検診種類	検診項目	対象	推奨頻度
子宮頸がん	問診、視診、内診、細胞診	20 歳以上 (女性)	2 年に 1 回
乳がん	問診、マンモグラフィ (乳房エックス線検査)	40 歳以上 (女性)	2 年に 1 回
胃がん	問診、胃内視鏡検査 または胃部エックス線検査	50 歳以上	2 年に 1 回
肺がん	問診、胸部エックス線検査 (問診の結果、 医師が必要と認める場合は 喀痰細胞診)	40 歳以上	1 年 1 回
大腸がん	問診、便潜血検査	40 歳以上	1 年 1 回

厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」より

主な死因の構成割合(令和5年(2023年))



自覚症状がない方でも積極的に「がん検診」をおすすめします。

マイカーをご検討中の方へ届け！

自動車を購入するとき、販売店の「ディーラーローン」を選んでいませんか？
共済物資事業と一般的な各種ローンの特徴を比べてみましょう。

	メリット	デメリット
ディーラーローン	・申込みがカンタン	・金利が4～8%と高い ・車の所有者がディーラー ・繰上げ返済に高額な手数料がかかる場合がある
銀行ローン	・金利が2～5%と安い ・他のローンからの借換えが可能	・審査に必要な証明書類が多く、手間や時間がかかる ・繰上げ返済に高額な手数料がかかる場合がある
共済物資事業	・申込みがカンタン ・金利が2%と安い ・繰上げ返済の手数料無料 ・手続きなしで給与から天引き	・他のローンから借換えができない ・限度額が300万円まで

共済物資は金利が安くて、
手続きが簡単なんだね！



300万円以上の車も、頭金を
用意すれば利用できるよ！

ご利用の 流れ

- ①商談中の指定店に共済物資を利用することを伝える！
 - ②お勤め先の共済事務担当課に、利用金額・購入店名を伝え、「自動車購入票」の発行依頼をする！
 - ③指定店に「自動車購入票」を提出する！
- 以上で、納車後にお給料からの天引きによる償還が始まります。

購入票イメージ

利息の イメージ

	ディーラーローン 年利6%	共済物資事業 年利2%
300万円の借入(7年返済)	約370万円	約320万円
200万円の借入(5年返済)	約230万円	約210万円
100万円の借入(3年返済)	約110万円	約103万円

約3万円の利息
で、100万円の
利用ができるって
スゴイ！

代表ディーラー勢揃い！物資指定店一覧はこちら→



自動車物資

時計やカメラ、バイクに使える利息のかからない「一般物資事業」もあります。共済組合ホームページもあわせてチェックしてください！

物資事業が気になった方は、お勤め先の共済事務担当課または、共済組合福祉課へお問い合わせください！



物資事業トップページ

お気軽に
お問い合わせ
ください

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

ご自宅のリフォームには住宅貸付が便利です

- ◎新築・住宅購入・敷地購入にもご利用できます
- ◎共済組合の住宅貸付には抵当権設定がありません
- ◎貸付金の送金日は月2回

組合員のみなさまの
ご利用をお待ちして
おります



耐震改修、サンルーム、
太陽光発電装置の設置等は
住宅貸付でご利用できます

既存のエコキュートと交換
だけの場合は、普通貸付が
ご利用できます

- 貸付金額 10万円～1,800万円
- 最高限度額 1,800万円

※貸付金額の限度額は、給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額となります。
詳しくは、共済組合ホームページでご確認ください。

◆ 貸付申込み例 ◆

■リビング、キッチン、浴室、トイレ、外壁、屋根などのリフォーム、サンルーム、太陽光発電装置、エコキュートの設置工事などの場合

貸付金額 200万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	7,775円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	8,135円
ボーナスの償還額	24,405円

貸付金額 300万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	11,663円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	12,202円
ボーナスの償還額	36,606円

- お申込み書類
①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③工事内容書
④契約書の写し ⑤見積書 ⑥平面図・立面図
⑦住民票 ⑧団体信用生命保険加入申込書（任意）

- 貸付後にご提出いただく書類
①借用証書、印鑑証明書
②完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

■住宅の新築、増築（10㎡以上）の場合

貸付金額 1,000万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	33,372円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	34,519円
ボーナスの償還額	103,557円

貸付金額 1,800万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	60,070円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	62,133円
ボーナスの償還額	186,399円

- お申込み書類
①貸付申込書 ②借入状況等申告書
③建築確認済写し（確認申請書第1面から第5面までの写し）
④契約書の写し ⑤見積書 ⑥平面図・立面図 ⑦住民票
⑧団体信用生命保険加入申込書（任意）

- 貸付後にご提出いただく書類
①借用証書、印鑑証明書
②完了報告書、登記事項証明書、住民票

※貸付申込書、借入状況等申告書、工事内容書、団体信用生命保険加入申込書、完了報告書は共済事務担当課にあります。
※他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と返済額がわかる書類が必要になります。
※その他、必要に応じて、関係書類をご提出いただく場合があります。

年利率
1.26%
(変動)

- 貸付金の送金日は、毎月15日と月末の2回です。 ※送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。
※入学貸付は貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金します。
- 返済方法は毎月償還とボーナス併用償還が選べます。
- 他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みができませんので、ご注意ください。
- 任期の定めのある組合員（短時間勤務職員等）については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額などについては、この限りではありませんのでご注意ください。



詳しくは共済組合ホームページでご確認ください。その他の貸付もご覧いただけます。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

利率
1.2%

共済貯金をはじめませんか？

～臨時積立だけでも加入できることをご存じですか？～

共済貯金は組合員のみなさまの生活の安定と福利厚生を目的とした事業です。

共済貯金には毎月の給与から天引きされる定例積立・賞与積立、任意のタイミングで積立可能な臨時積立の3種類ございます。しかも、臨時積立のみの利用も可能ですので、一時金などお金に余裕があるときだけ積み立てたい！という方にもおすすめです。

よくあるご質問

Q

臨時積立の方法は？

まずお勤め先の共済事務担当課で臨時積立したい旨をお伝えください。

A

Q

臨時積立する際、手数料はかかるの？

手数料がかかります。

A

Q

短期組合員(再任用、会計年度任用職員)だけど加入できる？

短期組合員は一般組合員と同様に積立や払戻ができます。
ただし、任意継続組合員の場合は新規加入や新たに積立はできません。(貯金の据置は可能です)

A

Q

積立額を変更したい

「貯金変更届」をご記入の上、お勤め先の共済事務担当課にご提出ください。

A

Q

利息は3月末に繰り入れと聞いたが、途中で解約しても利息はつくの？

利息は日割り計算で行っているため、解約日までの利息を含んだ金額が送金されます。

A

共済貯金締切日および払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和7年7月	7/1(火)	7/10(木)	7/10(木)	7/18(金)	7/18(金)	7/31(木)
8月	8/1(金)	8/8(金)	8/8(金)	8/20(水)	8/20(水)	8/29(金)
9月	9/1(月)	9/10(水)	9/10(水)	9/19(金)	9/19(金)	9/30(火)

貯金事業ホームページ：<https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/chokin.html>



◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

貯金加入申込書 兼 受取口座届書

組合員等 記号番号	—	所属所	
フリガナ			届出事由 新規加入
組合員氏名 (口座名義)			

※ 定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。

積立内容	積立種類	積立金額		積立開始時期
	☐ 定例積立	円		
	☐ 賞与積立	☐ 6月	円	令和 年 6月賞与から
		☐ 12月	円	令和 年12月賞与から
	☐ 臨時積立	※ 貯金臨時積立報告書を提出してください。		

受取口座	金融機関		本支店名		預金種目	口座番号
	コード	名 称	コード	名 称	普通	

* 非課税限度額	円	
----------	---	--

上記のとおり届け出ます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

住所

届出者

(氏名欄は自ら署名・押印してください) 氏名

印

上記の記載事項に、誤りがないことを確認しました。 ☐ (担当者確認欄【レ点】)

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

職名

所属所長

氏名

※ 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。

※ 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優限度額350万円)の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。

※ 詳細は総務課までお問い合わせください。

組 合 処 理 欄		
処理者	検印者	備 考

(有)みやぎ共済では共済組合の団体保険を取り扱っておりますが、今号では、「団体地方公務員賠償責任保険」をご紹介します。

ある日突然、
訴えられる!?

「団体地方公務員賠償責任保険」の募集が始まります!

ある日、突然訴えられて巨額の賠償金を支払うことになってしまったら…。もうあなたお一人だけの問題ではありません。「団体地方公務員賠償責任保険」とは、そんな地方公務員のみなさまにとってのお守りのような存在です。大切なご家族を守るためにもぜひご加入をご検討ください。

組合員の方が、公務に起因して損害賠償請求がなされた場合等に、組合員が個人で負担する法律上の損害賠償金や争訟費用について保険金をお支払いします!

詳細については7月にご案内をお送りいたします。

このような事例で保険金をお支払いしました。

(例) 保障内容と保険料

事例① 窓口でのトラブル



民事訴訟または損害賠償請求に基づく損害賠償金と争訟費用(訴訟費用、弁護士報酬など)が保険金お支払いの対象となります。※
争訟費用:約55万円

事例② 住民監査請求



住民監査請求における監査委員による賠償勧告も保険金お支払いの対象となります。※
損害賠償金:約130万円

役職	補償プラン	型	9月1日 (年間保険料)
職員	5億円プラン	N	9,840円
	3億円プラン	A	8,760円
	1億円プラン	B	6,240円
	5,000万円プラン	C	4,800円
	3,000万円プラン	D	2,880円
町・村長	1億円プラン	E	99,600円
	5,000万円プラン	F	54,000円
	3,000万円プラン	G	20,400円
市・区(特別区)長	1億円プラン	H	552,000円
	5,000万円プラン	I	306,000円
	3,000万円プラン	J	98,400円

■募集期間

令和7年7月4日～令和7年8月31日

■保険期間

令和7年9月1日から令和8年9月1日
までの1年間(以降毎年自動更新)

■申込方法

原則インターネットでの申込み

■保険料

年払い(年1回10月給与天引き)

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせは下記代理店で

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号
TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

(お問い合わせ先 仙台支店法人第一支社)

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35
TEL 050-3788-3655 FAX 022-298-2271
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 SJ25-02486 作成日 2025年6月3日

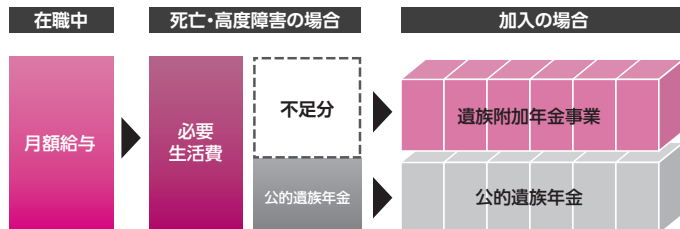
遺族附加年金事業のお知らせ

加入率
50.6%
令和7年6月1日時点

この事業は、団体保険制度ならではの手ごろな保険料で、公的遺族年金の補完事業を行うことで組合員とご家族のみなさまの生活の安定と福祉の向上を目的に運営しております。

遺族附加年金事業とは

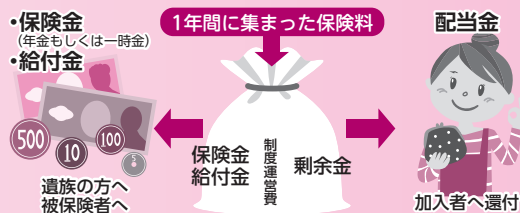
加入者のみなさまからお預かりした保険料で万が一、ご不幸(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族の生活を支える保険金を年金のように月例で給付する事業です。



事業の仕組み



遺族附加年金事業、遺族附加年金ワイド、医療保障保険については、お預かりした保険料を、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は加入者に配当金として還付します。



保険期間(事業年度) 6月1日～翌年5月31日

※上記以外の制度・コースについては配当金はありません。

令和6年度 予想配当率

令和6年度保険期間(令和6年6月1日～令和7年5月31日)の配当率は下表の見込みです。

遺族附加年金事業	約40.6% (昨年度22.6%)
遺族附加年金ワイド(旧 遺族附加年金70+)	約36.9% (昨年度33.6%)
医療保障保険	約21.3% (昨年度22.2%)

配当金振込先 共済組合にご登録いただいている「給付金等受取口座」へ8月中旬に振り込みます。

- ・配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・個別の配当金額については、みんなのMYポータル画面等でご確認ください。

令和6年度 保険金支払状況

- 支払件数 (昨年度 13件) 6件
- 支払金額 (昨年度 227,600,000円) 148,100,000円

令和6年度も、みなさまからお預かりしました貴重な保険料から、ご遺族のみなさまの生活を支える資金として、上記金額をお支払いさせていただきました。



ご自身の健活レポートをぜひ、ご覧ください！

日々の健康管理にお役立てください！

ご提出いただきました健診結果に応じて、みんなのMYポータル内で「健活レポート」をご提供いたします。

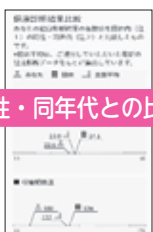
(8月上旬頃 みんなのMYポータル内に掲載予定)

「①健康診断結果履歴」「②健康診断結果比較」「③健康年齢」「④ランク判定の分布」等をご覧ください。

①健康診断結果履歴

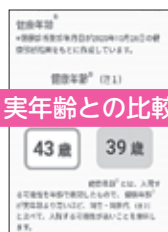
過去結果との比較

②健康診断結果比較



同性・同年代との比較

③健康年齢



実年齢との比較

④ランク判定の分布



ランク分布状況の確認

※キャッシュバックの対象となるのは、申込書の提出により健診結果提供の同意をいただいた本人のみです。
※キャッシュバックがないランクもあります。 ※制度内容等詳細はパンフレットをご一読ください。

■お問い合わせ先

TEL 022-261-4270

■引受会社：明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部 法人営業部

■開設時間：午前9:00～午後5:00(土日・祝日を除く)

共済事務主管課長会議・ 共済事務担当者説明会開催

令和7年度の共済事務主管課長会議を5月16日に、共済事務担当者説明会を5月28日に「パレス松洲」において開催しました。

主管課長会議においては、「令和7年度の事業計画及び予算の概況」について説明した後、一般財団法人日本産業カウンセラー協会の藤岡奈美子氏(健康経営エキスパートアドバイザー)より、「健康経営について」と題してご講演いただきました。

健康経営とは、「従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」とされています。生産年齢人口の減少、労働力人口の高齢化が進む中、地方公共団体における行政運営の観点からも組織として職員の健康に「投資」することがより一層重要となってきます。

講演は「健康経営とメンタルヘルス対策の連動」および「快適な職場について考える」という大きく2つのテーマで行われました。

業務の多様化、高度化により自治体における業務の幅が広がり、より一層効率的に運営していく必要があります。その実現には、あらゆるハラスメントから働く環境を守り、職場の人間関係を良好にし、長時間勤務の改善に取り組むなどのメンタルヘルス対策が健康経営の基盤になります。

また、こころの健康を害して療養、休職する職員が止まない状況をできるだけ改善し、復職する職員にも適切なフォローアップを計画的に実施するなど、健康を育むための環境を整備し職員のストレスを軽減できれば、よりよい組織文化の向上にもつながります。

職員の健康に配慮する組織は、職員からの信頼も厚く、仕事へのモチベーションが高まり、やる気や集中力が増加して生産性等が向上する傾向があります。求人と離職、定着率のアンマッチや、業務量の過多が原因と言われる「人手不足」ですが、これを解消するカギは健康経営の推進にあるとも言えます。

共済組合にとって健康経営は組合員と家族の健康保持や疾病予防等を目的とした保健事業の一環であると考え、全ての所属所で健康経営が実践されるよう推進していきます。

担当者説明会においては、資格調定、短期給付、長期給付、福祉の各事業における事務手続き等について説明を行いました。事業ごとに個別相談も実施し、日頃からの疑問点解消にも繋がりました。

公務ご多用の中、ご出席いただきましたみなさまには、厚く御礼申し上げます。共済制度も多岐にわたっており、制度改正等により取り巻く情勢は厳しい状況にありますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



こころケア♡とも

ご自身のお悩みはもちろん 職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます
利用者名や相談内容等は守秘事項として厳正に管理され 職場に知られることはありません
ひとりで悩まないで 疲れてしまう前にどうぞお気軽にご利用ください



事業案内

※ ※ **カウンセラー** ※ ※公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士 **吉田 香里**(オフィスろごす代表)

	カウンセリング相談	コンサルティング相談
利用者	組合員本人、上司や部下、同僚など	所属所の人事管理部門の担当者や、上司、同僚、復職支援する担当課や担当者など
内容	メンタルヘルスやハラスメント等に関する個別相談	不調者の病気休業の相談や休業中の対応方法、職場復帰支援や配置換えなどに関する人事管理などの組織運営全般の相談

- 場 所** 共済組合会議室(対面式)
- 利用日** 毎週月曜日
- 時 間** 毎月第1、3月曜日は10時から17時まで
その他の月曜日は13時から17時まで
1回の相談につき1時間
- 料 金** 無 料
- ホームページ** <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>

ご予約の手順

二次元コードから空き状況を確認
(共済組合ホームページ「お知らせ」ページ)

資格情報通知書等を
お手元にご用意

お電話にてご予約
(福祉課 **022-263-6413**)



空き状況

令和7年4月から、**毎月第1、3月曜日**は、
午前に2時間追加し**10時から17時まで開設**します。

働く人のこころの健康に関する
さまざまな情報を提供しています

相談窓口案内

セルフチェック

eラーニング

事例紹介

Q&A

動画

ストレスチェック制度



こころの耳の相談窓口



電話相談



SNS相談



メール相談



※相談の受付には利用規約への同意が必要です。
あらかじめ利用規約をご確認ください。

こころの耳

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>

日本全国 各地より、
評価の声が届いています。



1泊2食

おとな **7,300円～**、小学生 **3,300円～**

(平日・利用券使用時 おとなは松洲膳コース、小学生はわんぱく膳コース)

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

